○経済産業省令第四十五

省令を次のように定める。 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十七条第五項の規定に基づき、 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正 する

経済産業大臣

梶 Щ

弘志

令和元年十一月二十八日

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

改める。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように

第九条 (許可を要しない役務取引等) 〜十三 [略] 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は 次の各号のいずれかに該当する取引とする。 イ〜ニ [略 当するもの プログラムを提供する取引であって、次のい 改 正 後 ずれかに該 2 第九条 十四 プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該 一 〜 十三 [略] 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は 次の各号のいずれかに該当する取引とする。 (許可を要しない役務取引等 当するもの 改 正 前

受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を ものに限る。)の輸出に付随する据付、操作、保守若しく グラム(オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣 出令別表第一の二又は四から一五までの項の中欄に掲げる が告示で定めるものを除く。)の取引であって、貨物 令別表の二又は四から一五までの項の中欄に掲げるプロ 当該貨物の性能若しくは特 当該貨物の買主 イ〜ニ [略] 者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物 で定めるものを除く。)の取引であって、貨物(輸出令別(オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム 要最小限のもののうち、 表第一の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の輸出に付随する据付、 輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供する に限り、 当該貨物の性能若しくは特性が当初提供した 当該貨物の買主、荷受人又は需要 操作、 保守又は修理のための必

以

降に提供するものに限り、

.修理のための必要最小限のもののうち、

性を提出 能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又降に提供するものに限り、当該提供に係るプログラムの るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅 供する取引 係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提 に限る。)の提供に付随するインストール、操作、 性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に 当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは ム が告示で定めるものを除く。)の取引であって、プロ くは修理のための必要最小限のもののうち、当該提 ラム(オブジェクトコードのものに限り、 て新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。 (同表の二又は四から一五までの項の中欄に掲げるも 令別表の

二又は四から 供するものを除く。) 役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係 一五までの項の中欄に掲げるプロ 経済産業大臣 保守若の 日 グラ 供に は 性以

3 [略]

十五・十六

[略]

対 ものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能 しくは特性を提供するものを除く。

当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプ 供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの 提供に付随するインストール、 で定めるものを除く。 ログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するもの 取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提 取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引 表の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の 限り、 (オブジェクトコードのものに限り、 必要最小限のもののうち、 令別表の四から 当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が ―ドのものに限り、経済産業大臣が告示―五までの項の中欄に掲げるプログラム)の取引であって、プログラム 当該提供に係るプログラムの 操作、 保守又は修理のため (役務 (同

-五・十六 [略]

[略・オナ

3

考 表中の [] の記載は注記である。

備

則

施行期日

1 この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。

罰則に関する経過措置

2 省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。